

令和5年度・第37回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年4月25日（火） 13:00～14:30

開催場所 樋脇公民館

出席委員（18名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西 裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸—広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（1名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（21名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	上小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員（0名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹兼G長・田上G員・
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ 印

議事録署名者 _____ 2 番 印

_____ 3 番 印

議事録作成者 _____ 局長代理 印

令和５年度 第３７回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

- 報告第 １３２号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 １３３号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 １３４号 非農地証明発行の専決処分について

６ 議 事

- 議案第 ３３３号 ５ 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について
- 議案第 ３３５号 ５ ３ 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 ４２３号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ４２４号 農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ４２５号 農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 ４２６号 非農地証明願承認について
- 議案第 ４２７号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 ４２８号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 ４２９号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 ４３０号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第 ４３１号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第 ４３２号 薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について

７ その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開 会 】

局長代理 早速ですが、総会に移りたいと思います。
初めに、会長にあいさつをお願いいたします

会 長 第 3 6 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第 3 7 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 8 名、欠席委員は 1 名で、6 番：岸 広光委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 2 1 名です。
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の 1 ページをご覧ください。
3 月 3 0 日にさつまファームレディー倶楽部が、薩摩川内市長を表敬訪問しております。高橋委員が出席しております。
4 月 3 日が辞令交付式、1 0 日に常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席です。
1 0 日、1 1 日が現地調査、1 4 日に第 3 6 回運営委員会と農地利用最適化推進委員選考委員会が本庁舎の 5 0 2 会議室において開催されております。
同日、農用地利用計画の一部変更及び農地法第 5 条現地調査を運営委員全員で実施しております。後ほど、議案第 3 3 3 号 5 と議案第 3 3 5 号 5 3 で詳細はご説明いたします。
そして、本日第 3 7 回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となっております。
以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、何かご質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
2番：谷山 隆信 委員
3番：山路 一浩 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
まず、報告第132号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第132号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号1番から2番の2件です。登記地目 田 2筆 2,360 m²の届出がありました。
内容といたしましては、盛土をして畑のための届出となります。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第132号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第132号の説明が終わりました。これにつきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第132号を終ります。
続きまして、報告第133号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

報告第133号を説明いたします。資料は3ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 1 番から 1 4 番までの 1 4 件です。
 登記地目 田 9 筆 8,763 m²、畑 4 筆 5,088 m²、その他 1 筆 7 1 1 m²
 合計 1 5 筆 14,562 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は6番と8番の2件です。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第133号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局より報告第１３３号の説明が終わりました。これにつきまして、何かご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 133 号を終わります。

次は報告第 134 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 1 3 4 号を説明いたします。資料は 6 ページから 7 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 1 1 0 番から 1 1 3 番までの
 4 件で、登記地目 田 1 筆 397 m²、畑 1 1 筆 11,669 m²、合計 1 2
 筆 12,066 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第134号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局より報告第１３４号の説明が終わりました。これにつきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 134 号を終わります。
それでは会次第 6 の議事に入ります。
先ず、議案第 333 号 5 「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」と議案 335 号 53 「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認についてを議題とします。
いずれも関連がありますので、まとめて審議いたします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 333 号 5 番及び議案第 335 号 53 番について、関連がありますので、一括して説明いたします。資料は 8 ページから 9 ページをご覧ください。また、農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
本件は、令和 4 年 8 月 26 日開催 第 29 回農業委員会総会において、隣接する側溝から雨天時に水がオーバーフローし、周辺の農地に影響を及ぼしており、転用後の懸念があるため、排水路の許容が大丈夫かどうか、関係機関と協議していただき、必要な対策があれば、対応するよう、転用実行者へ本件を保留案件として取り扱うことをお伝えしておりました。
この度、排水路を 600mm の側溝に転用実行者が敷設替えを行い、対応することが、関係機関と協議がなされ、変更された図面及び事業計画書が提出され、4 月 14 日開催の運営委員会で第 37 回総会で審議することが決定されました。併せて、現地調査を同日に運営委員会委員全員と事務局で実施いたしました。
申請地は、農振農用地の外周部に位置しており、周辺には宅地が掲載されています。
また、転用目的は、貸家住宅 10 棟の目的で、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。
以上で議案第 333 号 5 番及び議案第 335 号 53 番に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 7 番、小城が、関連がありますので、議案第 333 号 5 番と議案第 335 号 53 番を報告します。

事務局から説明があったように、令和 4 年 8 月 26 日開催の第 2

9回総会で、申請地の北側にある側溝から雨が降った際などに、側溝からオーバーフローして、畑に被害が生じていましたが、その対策として、転用実行者が側溝を600mmに変更敷設することとなったため、運営委員会で取り扱いを協議し、去る4月14日、運営委員全員と事務局の平局長・梶原・泉職員で現地調査を実施しました。

位置図35ページ、調査表は、41ページをご覧ください。申請地の現況は、畑4筆で、耕作及び保全管理されていました。申請地は、10ヘクタール以上の集団性のある農用地であります。農用地の外周部に位置しています。

また、隣接には、宅地が形成されている場所となっています。オーバーフローの対策を講じていることから、周辺農地への影響は改善されるものと思われれます。

よって、農用地利用計画一部変更除外は、妥当であると判断し、また、転用の被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであり、農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。
 質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

永留委員 17番、永留です。2点お聞きいたしますが、当該用地の南側に農地が残っていますが、飛び地になってしまうのではないのでしょうか。

 それと、水路の布設替えをするとのことですが、これはどこまでを布設替えをする予定でしょうか。

事務局 確かに、南側に畑が残りますが、その畑について農用地区域除外で農業政策課の方に確認を取りましたが、道路を挟んで反対側が、宅地が形成されておりまして、その部分については、農業政策課としても歯抜けの状態ではないと判断して今回の申請を受理しているということです。

 農業委員会が転用許可の基準に合致するかどうかということ判断することになります。

 排水路については、600ミリの布設替えは末端まで実行者が行うとのこと聞いておりまして、その図面の提出も頂くようお願いしているところです。

永留委員 その末端というのは、東側の山林の下側までということですか。

事務局 そのとおりです。

永留委員 北側の水路の接続もされるということでしょうか。道路をまたいでですか。

事務局 そこは繋がりません。曲がり角のあるところから今ある状態で600mmに変えて北側の方とは接続はしません。

永留委員 実質そこも、オーバーフローします。そこも繋いでもらわないと、北側に畑があって冠水する状態なんです。

事務局 そこは、市道の関係になってくるので市道にも協議をしていただいてお願いしているところであります。

 転用実行者でどこまで実行していただかないといけなかいいうことに関して、その北側の方になると、転用実行者の負担が多くなってしまうのではないかとということで、そこは市道側と協議が必要になってくると思われます。

 市道側が考えてくれる必要があります。北側の冠水については、別問題となります。

永留委員 8月の段階で土地改良区と耕地課と協議をしたことがありますが。

事務局 市の道路河川課と耕地課と協議を行って、転用実行者と話をして今の状況になったところであります。

永留（直） 40番永留です。最初の申請書の中にそれは添付されていたか。

事務局 意見書の中に入っていて、それは土地改良区ではできない旨が書いてありまして耕地課に依頼されていると思います。

 意見書の内容を読み上げます。

 （意見書の内容については、省略）

 転用実行者がするオーバーフローが改善された流量計算をもとに現地調査をさせていただいたところです。

 浸水について、全てを転用実行者に押し付けるのはどうかと思います。

永留委員 わかりました。

議長　ほかにご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

まず、議案第３３３号５について、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 過半数以上の賛成であります。議案第３３３号５は、原案のとおり承認されましたので、農用地から除外するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

次に、議案第３３５号５３番について、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 過半数以上であります。議案第 335 号 53 番は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 423 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４２３号を説明いたします。資料は１０ページから１４ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１番から１６番までの１６件で、登記地目 田１３筆５，９１１㎡、畑１２筆６，５３４㎡、合計２５筆１２，４４５㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号１番は、貸事務所・貸倉庫・貸駐車場・貸資材置場・通路で、２番は、貸資材置場、５番及び７番、８番は、資材置場の目的で申請されるものです。

3番は、一般住宅と通路、4番は、建売住宅と通路、6番及び16番は、共同住宅と駐車場、10番、12番、13番及び14番は、一般住宅、11番は、宅地の拡張、14番は、宅地分譲の目的で申請されるものです。

3番は、一部碎石が敷かれており、始末書添付となります。
11番は、現状の宅地が不整形で車の往来に注意が必要だったため、宅地を拡張し、安全を確保する目的です。1665番 宅地 471㎡と一体利用で総面積で492㎡となります。12番は、仮換地実測283.55㎡となります。15番は、782番 宅地 外1筆 163.34㎡と一体利用で総面積262.34㎡となります。

9番は、歯科医院及び駐車場の目的で申請され、4130番6雑種地外2筆 85㎡と一体利用で総面積1,320㎡となります。

以上16件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第423号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5番、乙須が1～4番を報告します。
4月11日、田中推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず1番は、位置図3ページ、調査表3ページをご覧ください。
申請地の現況は、田及び畑で保全管理されていました。次に2番は、位置図4ページ、調査表4ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

次に3番は、位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。また、畑に碎石等が敷いてあり、一部施工済のため、始末書を添付してあります。残地として、畑ですので、表土を入れて、耕作できるよう復元を求め、24日に事務局が再度確認しました。

最後に4番は、位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。水路に橋を架けて、出入りするため、関係機関と確実に手続きするよう指導しました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小城委員 7番小城が5番を報告いたします。去る4月11日、木場推進委員と事務局の杉安・中城職員と現地調査を実施いたしました。

位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作はされていませんでした。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員 5番、乙須が6～7番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

まず6番は、位置図8ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

最後に7番は、位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

薬師寺委員 12番薬師寺が8番から9番を報告いたします。去る4月11日、濱田推進委員と事務局の泉・田上職員と現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

まず8番は、位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりません。資材置場としての転用目的です。

次に9番は、位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。歯科医院と駐車場の転用目的です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小園委員 14番小園が10番から11番を報告いたします。去る4月10日、古川推進委員と事務局の梶原・泉職員と現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

まず10番は、位置図12ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で管理されておりました。

次に 1 1 番は、位置図 1 2 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で管理されておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、１０番から１１番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員　５番、乙須が１２～１６番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

まず 1 2 番は、位置図 1 3 ページ、調査表 1 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

次に 13 番は、位置図 14 ページ、調査表 15 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

次に 14 番は、位置図 14 ページ、調査表 16 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

用水用の水路が敷地内を通るため、作業ができるような対策を依頼しました。

次に 15 番は、位置図 15 ページ、調査表 17 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

最後に 16 番は、位置図 16 ページ、調査表 18 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第４２３号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４２３号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第４２４号「農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４２４号を説明いたします。資料は１５ページから１６ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１７番と１８番の２件で、登記地目 畑 ３筆 １， ２ ９ ３ ㎡の申請がありました。

内容といたしましては、受理番号１７番は、道路工事に伴う現場事務所及び駐車場の一時転用であり、農地復元誓約書が添付されています。

受理番号１８番は、全国で小売業を営む法人が、申請地を借り受け、店舗及び駐車場目的で申請されるものです。

なお、宅地外 ２筆 １， ４ ５ １． １ ３ ㎡と一体利用で全体面積 ２， ３ ６ １． １ ３ ㎡となります。

以上２件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第４２４号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 ５番、乙須が１７番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図 １ ７ ページ、調査表 １ ９ ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。工事に伴う、現場事務所及び駐車場のための一時転用であり、農地復元誓約書が添付されております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、

現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小園委員 14番、小園が18番を報告いたします。調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図18ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で一部管理されていませんでした。店舗及び駐車場のための転用です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
 議案第424号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第424号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第425号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第425号を説明いたします。資料は17ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号19番と20番の2件で、登記地目 田1筆546㎡、畑1筆303㎡、合計2筆849㎡の申請がありました。

内容といたしましては、受理番号19番及び20番は、いずれ

以上で議案第４２５号に係る説明を終わります。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第４２５号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第４２６号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４２６号を説明いたします。資料は１８ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１番と２番の２件で、登記地目 畑２筆 ９０２㎡ の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、１番は、平成１４年ごろから耕作しておらず、山林化しています。２番は、平成１７年頃、隣接地に住宅が建築されて以来、宅地の一部として利用され、現在に至っており、今般、不動産登記法に係る地目を宅地とするため申請されるものです。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い「非農地」と判断されたものについては、農業委員会総会の議決を経て農地台帳から落とすことになります。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願が提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第４２６号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 １２番薬師寺が１番を報告いたします。調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図２１ページ、調査表２３ページをご覧ください。

申請地の現況は、山林で本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺は山林化していることから、影響はないと考え証明書を発行

すべきと考えます。以上です。

山路委員　　3番、山路が、2番を報告します。

４月１０日、鬼塚推進委員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 22ページ、調査表 24ページをご覧ください。

申請地の現況は、宅地で昭和１７年頃から宅地の一部として利用されています。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第４２６号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第４２６号「非農地証明願承認について」は原案どおり決定されました。

次は、議案第４２７号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　３条議案につきましては、令和５年４月１日から下限面積要件が撤廃されましたので、調査表の下限面積の欄は削除されております。

議案第４２７号を説明いたします。資料は１９ページから２１ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１番から１０番の１０件で、田９筆５，
 ６４６㎡、畑７筆９，５６９㎡、合計１６筆１５，２１５㎡の申
 請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、「営農開始」、譲渡人の「相手方の要望」、「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

なお、1 番は、新規就農のため営農計画書添付となっています。
また、5 番は、荒廃農地のため、5 年継続耕作誓約書添付となります。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第427号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5 番、乙須が1～3 番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

1 番は、位置図 23 ページ、調査表 25 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。新規営農開始による権利取得であり、営農計画書が添付されております。

次に2 番は、位置図 23 ページ、調査表 26 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

最後に3 番は、位置図 24 ページ、調査表 27 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田及び畑で保全管理されていました。
新規営農開始や規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小城委員 7 番、小城が4 番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

7 番は、位置図 25 ページ、調査表 28 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で果樹を栽培されていました。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

薬師寺委員 12番、薬師寺が5番と6番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

5番は、位置図 26ページ、調査表 29ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていません。重機を入れて耕作される予定です。5年継続耕作誓約書添付です。

6番は、位置図 24ページ、調査表 30ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていません。果樹を耕作する予定です。

それぞれ、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員 3番、山路が、7番から9番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

7番は、位置図 27ページ、調査表 31ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていまして。

8番は、位置図 28ページ、調査表 32ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていまして。

9番は、位置図 28ページ、調査表 33ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていまして。

それぞれ、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

西 委員 4番、西が、10番を報告します。

4月10日、牧田推進委員と事務局 梶原・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図29ページ、調査表34ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていまして。申請人は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

高木委員 31番、高木です。4番の3059番153、3059番159、3059番166、3059番309と位置が離れていますが、これはどうなんですか。

事務局 ここは、もともとみかん畑で少し離れております。これが理由です。

議 長 他にご質疑ございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第４２７号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 （挙 手）

議 長 賛成全員であります。議案第４２７号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第４２８号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４２８号を説明いたします。資料は２２ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１１番から１６番の６件で、登記地目田６筆２，８８１㎡、畑１筆１，０２９㎡、合計７筆３，９１０㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「知人間」「親族間」の贈与によるものです。

なお、１３番は新規就農のため、営農計画書を添付しております。

申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第４２８号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 1 2 番、薬師寺が 1 1 番と 1 2 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
1 1 番は、位置図 3 0 ページ、調査表 3 5 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。
1 2 番は、位置図 3 0 ページ、調査表 3 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。
それぞれ、規模拡大のための権利取得で、水稻を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小城委員 7 番、小城が 1 3 番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 3 1 ページ、調査表 3 7 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で畑として耕作されていました。
申請人は新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員 3 番、山路が、1 4 番と 1 5 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
1 4 番は、位置図 3 2 ページ、調査表 3 8 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。
1 5 番は、位置図 3 3 ページ、調査表 3 9 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
それぞれ、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

西 委員 4 番、西が、1 6 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図 3 4 ページ、調査表 4 0 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。
申請人は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第４２９号議事参与案件を除く、受理番号７番から１３番、
１６番から１８番につきまして、原案のとおり意見決定すること
に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４２９号、議事参与案件を除く受
理番号７番から１３番、１６番から１８番は原案のとおり意見決定
されました。

次は、議案第４２９号受理番号１番から５番について審議に入
ります。永留 智史委員は、農業委員会等に関する法律第３１条
「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

永留委員 (退席・退室)

議 長 議案第４２９号受理番号１番から５番につきまして、事務局の
内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受け
る議案第４２９号受理番号１番から５番に係る利用権設定の受人
が、当委員会農業委員の永留智史委員本人のため、内容説明いた
します。資料は２４ページをご覧ください。

受理番号１番から５番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第
１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可
要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第４２９号受理番号１番から５番に係る議事参与案件は、
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４２９号受理番号１番から５番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
永留委員の入室をお願いします。

永留委員 (入室・着席)

次は、議案第４２９号受理番号６番について審議に入ります。
小城 義己委員は、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小城委員 (退席・退室)

議 長 議案第４２９号受理番号６番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第４２９号受理番号６番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の小城義己委員が役員を務める法人のため、内容説明いたします。資料は２４ページをご覧ください。
受理番号６番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。
以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第４２９号受理番号６番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４２９号受理番号６番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
小城委員の入室をお願いします。

小城委員 (入室・着席)

議長 次は、議案第４２９号受理番号１４番から１５番について審議に入ります。高橋 百合恵 委員は、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

高橋委員 (退席・退室)

議長 議案第４２９号受理番号１４番から１５番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受け、る議案第３０２号受理番号１４番及び１５番に係る利用権設定の受入が、当委員会農業委員の高橋百合恵委員が役員を務める法人のため、内容説明いたします。資料は２６ページをご覧ください。

受理番号１４番及び１５番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第４２９号受理番号１４番から１５番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第４２９号受理番号１４番から１５番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
高橋委員の入室をお願いします。

高橋委員 (入室・着席)

議長 それでは、議案第４２９号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第４３０号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４３０号を説明いたします。資料は２７ページから２８ページをご覧ください。

今月の申請は２件で、田２筆５，３７７㎡、畑５筆３，７６８㎡計７筆９，１４５㎡の申請がありました。

所有権移転２件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法第２１条第１項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記となります。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第４３０号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 挙手

議長 賛成全員であります。議案第４３０号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第４３１号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意

見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第431号を説明いたします。資料は、29ページから30ページをご覧ください。

今月の申請は、田1筆1,635㎡、畑1筆500㎡、合計2,135㎡の申請がありました。

中間管理権設定2件中、認定農業者に係る案件は分は2件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき、農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第431号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第431号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第432号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西主幹 それでは、議案第432号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について」、説明いたします。資料は本日お配りした議案第432号になります。

薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について、下記の者を、本市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者に選任したいので、同意を求めるものであります。

4月14日に農地利用最適化推進委員選考委員会が開催され、応

募・推薦者 22 名中、21 名の候補者が選考されました。21 名の候補者については資料のとおり 1 番から 21 番ですのでお目同士お願いいたします。以上説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
 質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、議案第 432 号は採決してよろしいですか。

委員 （はいの声あり）

議長 それでは採決いたします。議案第 432 号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 （挙手）

議長 賛成全員であります。議案第 432 号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選任について」は原案のとおり決定いたします。

 以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

 次は、会次第 7 のその他に入ります。

 5 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 5 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

 まず、現地調査ですが、12 日（金）が本土川内地域、11 日（木）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

 また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

 本庁班は、午前 8 時 10 分までに農業委員会事務局にご集合ください。支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

 それから、下段に記載の 5 月総会は 5 月 26 日（金）午後 1 時から、樋脇公民館を予定しています。

